

# 大西小学校いじめ防止基本方針

今治市立大西小学校  
令和7年4月1日改定

## 1 【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめは、教育を受ける権利のみならず、当該児童の人生、時には生命の危険にまで及ぶ重大な行為である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、また、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として行う。全ての児童がいじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを見逃すことがないよう積極的な取組を進める。

いじめから子どもを守り、いじめを許さない子どもを育てるため、学校・家庭・地域住民・その他の関係者の理解と連携と協力の下、それぞれが自分の役割を自覚しながら、地域総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 【学校が設置する組織】

### 大西小学校いじめ防止対策委員会

#### < 構成員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事  
特別支援教育コーディネーター、養護教諭  
学年主任、学級担任、人権・同和教育主任

### 重大事態等への対処のための組織

#### < 構成員 >

P T A本部役員、学校運営協議会委員  
ハートなんでも相談員、校長、教頭  
教務主任、生徒指導主事

#### < 役割 >

- 大西小学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成と実施
- 校内研修の企画と計画的な研修の実施
- いじめの相談等の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 教職員が進んで報告・相談できるような環境の整備
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害児童に対する支援・加害児童に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 大西小学校いじめ防止基本方針のP D C Aサイクルの実行
- 重大事態への対処

#### < 外部専門家 >

#### < 関係機関等 >

警察関係者、補導委員、  
民生委員、公民館関係者、  
スクールカウンセラー、  
ネウボラ政策課、  
発達支援センター等

## 3 【未然防止のための取組】

### (1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ① 多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校づくりを目指す  
(様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気づくりと互いの違いを理解する働きかけ)
- ② 人間関係が固定化されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする  
(児童が興味を抱くこと、夢中になれることを学校側が提供)
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己肯定感を育む  
(異学年交流活動、学級の係活動、委員会活動等の充実)
- ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す  
(「困った」をしっかりと受け止めることができる体制づくり)

(2) いじめの未然防止教育

- ① 心理教育の視点を取り入れた取組を行う  
(道徳科や学級活動などの時間に体験的な学びの機会を提供)
- ② いじめの構造から考える取組を行う  
(傍観者の中から勇気をふるって抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が出現するような教室内の環境づくり)
- ③ いじめを法律的な視点から考える取組を行う  
(発達段階に応じて、法や学校いじめ防止基本方針について指導)

#### 4【早期発見のための取組】

(1) いじめに気付くための組織的な取組

- ① 日々の児童の様子を確認  
(健康観察、日記指導、校内の見回り、教育相談等)
- ② アンケート等の調査の工夫  
(仲よしアンケートの実施、実施後の速やかな確認とダブルチェック)
- ③ 毎月のいじめ対策会議の実施  
(日々の見取りや仲よしアンケート等の情報共有と対応の確認)
- ④ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを広げる  
(学校評価を活用した保護者アンケートの実施、定期的な校区巡視と地域と共に行う挨拶運動)

(2) いじめ対応についての原則の共通理解

- ① いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア  
(被害者保護を最優先とし、被害児童の心情を理解するとともに、一緒に解決をしていく)
- ② 被害者のニーズの確認  
(具体的な支援案を本人や保護者に選択してもらう)
- ③ いじめ加害者と被害者の関係修復  
(いじめ行為は絶対に許されないという態度を取りながらも、加害者の成長支援を行う)
- ④ いじめの解消

#### 5【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態に発展させない困難課題への対応

- できるだけ早い段階から、ハートなんでも相談員や外部機関等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める
- ① アセスメントを行う  
(いじめの背景にある人間関係、被害児童の心身の傷付きの程度、加害行為の背景等)
  - ② アセスメントに基づいて働き掛けの方針について計画する  
(被害児童への援助方針、加害児童への指導方針、周囲の児童への働き掛けの方針)
  - ③ 被害児童及び保護者に対して、確認された事実や指導・援助方法について説明し、同意を得る  
(複数の教職員による丁寧な説明、児童・保護者の思いを共感的に理解)
  - ④ 指導・援助プランを実施する  
(教職員全体での情報共有、全校体制での見守り)
  - ⑤ モニタリングを行う  
(丁寧な見守り、経過報告と心理状態の把握)

## 6 【家庭や地域に協力を求めること】

### 家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切に作る心と態度の育成
- 子どものサインに気付ける関係づくりとコミュニケーション能力の育成
- 情報機器等の安全で正しい利用法の指導

### 地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめやしてはいけない行為を見かけた時に、注意と家庭・学校への連絡
- 時と場に応じた言動の指導
- 学校運営協議会との連携

## 7 【いじめ防止対策年間計画】

内容 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仲よしアンケート	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
教育相談	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○					○			
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校評価 (保護者アンケート)				○					○			